

第15章

一方的措置

1. ルールの概観

WTO 協定上の手続を経ずに、一方的な関税引上げ、数量制限等の制裁措置が発動されるようなことがあれば、GATT 第1条（最恵国待遇）、第2条（譲許税率）、第11条（数量制限の一般的禁止）、第13条（数量制限の無差別適用）等に違反することとなる。

WTO 紛争解決手続の下では、以下のような、WTO 協定のカバーする範囲内での一方的措置は禁止された。一方的措置に関するルールの背景や経済的意義については、2016年版不正貿易報告書531-534頁を参照。

① WTO 紛争解決手続に準拠すべきこと

紛争解決に係る規則及び手続に関する了解（DSU）は、加盟国が、対象協定に基づく義務についての違反その他の利益の無効化若しくは侵害又は対象協定の目的の達成に対する障害については是正を求める場合には、DSUに定める規則及び手続によらなければならないことを規定する（DSU第23.1条）。また、（a）違反が生じ、利益が無効にされ若しくは侵害され又は対象協定の目的の達成が妨げられているかどうか、（b）相手国が勧告及び裁定を実施するための妥当な期間の決定、（c）相手国が妥当な期間内に勧告及び裁定を実施しないことに対応する対象協定に基づく譲許その他の義務の停止の程度のそれぞれに関し、各加盟国が一方的に判断してはならず、DSUに定める手続に従うべきことを規定する（DSU第23.2条）。したがって、DSUに定める手続によらない一方的措置は、WTO 協定違

反となる。

② 協定の対象分野の拡大

WTO 協定の発効に伴い、旧 GATT に比べて WTO 協定のカバーする範囲は、モノの貿易のみならずサービス、知的財産権の分野等にも拡大され、それに伴って広範な分野において一方的措置の発動が禁止されることとなった。

以上の①、②を踏まえ、一方的措置の類型について、措置発動の原因（相手国による WTO 協定違反や WTO 協定上の利益の侵害が原因か、WTO 協定でカバーされていない分野での利益の無効化・侵害、例えば、人権侵害などが原因か）と、発動される措置の内容（WTO 協定に違反する措置か、WTO 協定には違反しない措置、例えば譲許税率の範囲内での関税引上げなどか）の組合せによって整理すると図表Ⅱ-15のとおりとなる。図で示されたように、（d）欄以外については、DSU第23条違反又は一方的措置自体の WTO 協定違反が問われることになる。

（d）欄のケースは、DSU第23条違反又は一方的措置自体の WTO 協定違反を問われないことから、一方的措置の発動国が、実際は相手国の WTO 協定違反や WTO 協定上の利益の侵害を原因とするもの（（a）又は（b）欄）であるにもかかわらず、名目上 WTO 協定でカバーされない分野での利益の無効化・侵害を発動の理由とすることも想定できる。一方的措置の原因が WTO 協定上の問題か否かは、

紛争処理手続に関するルールに照らして客観的に判断されるべきである。

<図表 II - 15>

		＜一方的措置の内容＞	
		WTO協定違反	WTO協定違反なし
＜措置の原因＞	WTO協定に関連するもの	DSU第23条違反／措置自体が違反 (a)	DSU第23条違反 (b)
	上記以外	措置自体が違反 (c)	(d)

2. 主要ケース

(1) 日米自動車問題 (DS6)

日米自動車問題 (DS6) については、2016 年版不公正貿易報告書 534-535 頁を参照。

(3) EU—バナナ問題 (DS27)

EU バナナ問題 (DS27) については、2016 年版不公正貿易報告書 535-537 頁を参照。

(2) 日米フィルム問題 (DS44)

日米フィルム問題 (DS44) については、2016 年版不公正貿易報告書 535 頁を参照。

(4) 米国通商法 301 条 (DS152)

第 I 部第 3 章「一方的措置・域外適用 (1) 1974 年通商法 301 条及び関連条項」を参照。